

化学物質の室内濃度測定方法

1 測定物質

測定	測定物質	指針値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※ ● を測定すること。

2 採取条件

- (1) 測定する住戸の全居室において、採取を行うこと。
- (2) 測定は中央付近の床から概ね1.2m～1.5mの高さにおいて採取すること。
- (3) 測定する箇所の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。なお、連続的な運転が確保できる全般（24時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

（注）5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

- (4) 採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。
(採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)
- (5) 測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

3 測定方法

パッシブ形採取機器を用いる方法

4 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

5 報告書の提出

採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

[報告書作成に当たっての注意事項]

- (1) 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。
- (2) 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。
- (3) 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。
- (4) 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時刻を並記すること。
- (5) 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。